

## 委員からの意見及び質問に対する本市の見解

### 【渡邊委員より】(地域子育て支援拠点事業について)

「大阪市子ども・子育て支援計画」では、地域子育て支援拠点事業の「確保の内容」として、平成29年度117か所、30年度124か所(「大阪市子ども・子育て支援計画」p123)となっており、現時点(平成30年4月1日現在112か所)で目標には達していない。

実施主体の多くは、子ども・子育てプラザ、社会福祉法人等が占めており、NPO法人は1割程度である。特に、自力運営のNPO法人にとっては、現在の運営費(4,640,000円/30年度)では苦しい状況となっている。

- \* 「大阪市地域子育て支援拠点事業実施要綱」では、職員配置は専任の者を2名以上(非常勤可)配置となっているが、現状では2名に最低賃金以上を支払うことができない。(実際は、最低賃金以下の時給での支払い、または2名のうち1名はボランティアで対応)
- \* 実施場所の家賃の負担が大きい。(参加者が集まりやすい場所、規定の人数が快適に過ごせる場所となると、10万以上/月はかかる)
- \* 開設準備費の補助がなく、改修や修繕費等が確保できない。

### (1) (地域子育て支援拠点事業に係る経費について)

国は、平成30年度基本運営費を、4,800,000円(週5日、1日5時間開設 非常勤のみ)を決定しているが、大阪市がこの基準に満たない理由について教えていただきたい。

また、開設準備経費が支払われない理由についても教えていただきたい。

### (2) 一般型(ひろば型)で「子育て支援活動の展開を図る取り組み」「地域支援」の加算が、子ども・子育てプラザのみに適用されている理由について教えていただきたい。

### 《本市見解》

「地域子育て支援拠点事業」につきましては、少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て世帯が気軽につどい、交流できる場所の提供等を行うことにより、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的としております。

本市では、現在、116か所で実施(平成30年10月1日開設予定を含む。)しており、民間では社会福祉法人のほか、株式会社やNPO法人など、公募により選定された委託法人により事業を実施しておりますが、各実施施設においては、概ね0~2歳の子どもとその保護者を対象に、子育て親子のつどいの場の提供や子育て相談のほか、法人の強みを生かした子育て支援プログラムを展開するなど、地域のニーズに即した子育て支援に取り組んでいただいているところです。本事業は地域の身近な施設として重要な役割を果たしていると認識しており、引き続き、実施施設の確保に努めてまいりたいと考えております。

委員からご質問のありました件についてですが、本事業実施要綱第8条に定める経費につき

ましては、国の子ども・子育て交付金交付要綱に定める基準額に準じているところですが、国から基準額の改正案が示されるのが年度末となり、改正にかかる通知については翌年度 6 月以降となることから、毎年、前年度の国の基準額を用いているところです。また、開設準備経費補助については、本市の厳しい財政事情もあり、現在のところ補助制度を設けておりません。

また、子ども・子育てプラザのみ本事業の加算が適用されている件についてですが、子ども・子育てプラザにおきましては、「地域子育て支援拠点事業」のほか、「子育て活動支援事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しております。この「子育て活動支援事業」では、国庫補助の加算を活用して、放課後児童健全育成事業やアウトリーチを含めた地域支援等を行うこととし、「地域子育て支援拠点事業」の担当職員とは別に、担当職員を配置して事業を実施することを必須としております。

一方、地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)につきましては、公募において、地域支援等の実施までを必須条件としては求めていないところです。

本市としましては、今回のご意見も踏まえながら、引き続き、地域の子育て支援の充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

参考：子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日～）

地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア) 3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員又は非常勤職員を合計3名以上配置する場合 5,114,000円</li> <li>・常勤職員又は非常勤職員を合計2名配置する場合 3,785,000円</li> </ul> <p>(イ) 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 7,842,000円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 4,640,000円</li> </ul> <p>(ウ) 6～7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 8,364,000円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 5,493,000円</li> </ul> <p>※ (イ) 及び (ウ) について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1 (5) ③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費										
		<p>イ 加算分</p> <p>(ア) <u>子育て支援活動の展開を図る取組</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">3～4日型</td> <td style="text-align: right;">1,379,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5日型</td> <td style="text-align: right;">3,253,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">6～7日型</td> <td style="text-align: right;">2,920,000円</td> </tr> </table> <p>(イ) <u>地域支援</u> 1,385,000円</p> <p>(2) 出張ひろば 1,414,000円</p> <p>(3) 小規模型指定施設</p> <p>ア 基本分 2,740,000円</p> <p>イ 加算分 1,370,000円</p> <p>(4) 連携型</p> <p>ア 基本分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">3～4日型</td> <td style="text-align: right;">1,799,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5～7日型</td> <td style="text-align: right;">2,793,000円</td> </tr> </table> <p>イ 加算分 460,000円</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。</p>	3～4日型	1,379,000円	5日型	3,253,000円	6～7日型	2,920,000円	3～4日型	1,799,000円	5～7日型	2,793,000円	
3～4日型	1,379,000円												
5日型	3,253,000円												
6～7日型	2,920,000円												
3～4日型	1,799,000円												
5～7日型	2,793,000円												